

一般社団法人岩手県社会福祉士会 諸規程の作成及び管理に関する規程

規程第1号

2007年4月28日制定

2019年7月21日改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)における規則・規程・細則・要綱・ガイドライン(以下「諸規程」という)の作成、管理その他の基本事項を定め、諸規程の形式、用語を統一し、業務の合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本会の組織および業務の運営に関して文書によって定めたもののうち、名称等に関する用語を次のように定義する。

(1)規則

本会の組織および業務の運営の基本を定め、長期にたり継続的、普遍的に効力を有するもので、原則として根本規程である定款から委任されたもののうち、制定・改廃に総会の議決を得る必要のあるものをいう。

(2)規程

本会の組織および業務の運営の基本を定め、長期にわたり継続的、普遍的に効力を有するもので、原則として根本規程である定款から委任されたもののうち、制定・改廃に理事会の議決を得る必要のあるものをいう。

(3)細則

規則・規程に定められた事項について、さらに詳細な内容を定めたもので継続的、普遍的に効力を有するものをいう。

(4)要綱

特定の業務、部署およびその関連部署における事務手続きなどについて定めたものをいう。

(5)ガイドライン

会の運営等に関し、一貫性や合理性等の確保を目的として、会としての大まかな方針、標準的な取り扱いを示すものをいう。

(制定・改廃)

第3条 諸規程の制定・改廃は次に定める原則に従うものとする。

(1)規則 総会の議決を得なければならない。

(2)規程 理事会の議決を得なければならない。

(3)細則 理事会の議決を得なければならない。

(4)要綱 理事会の議決を得なければならない。

(5)ガイドライン 理事会の議決を得なければならない。

(作成基準)

第4条 諸規程の制定にあたっては次の点に留意すること。

(1)法令・定款に違反しないこと。

(2)上位規程に定められた事項について、さらに詳細な内容を定める目的で制定されるものについては、目

的等の中に上位規程の関連条文等を引用するなど、その委任関係を明確にするよう努めること。

(3) わかりやすく正確な内容、文章とすること。

(公布、施行)

第5条 制定または改正された諸規程は、原則として会長が公布し、事務局長が施行手続きを行うものとする。

(効力)

第6条 諸規程の制定・改正は、当該諸規程に特段の規定がある場合を除いては、原則として施行の日をもって効力を生ずるものとする。

2 改正または廃止された諸規程は、新諸規程などの施行の日の前日をもって効力が消滅するものとする。

(公布の方法)

第7条 諸規程は、原則として会報等により公布し会員に周知するものとする。

(諸規定集)

第8条 公布された諸規程は、諸規程覧に収録するものとする。

2 事務局長は、諸規程集を整備し、常に最新の状態で維持管理しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年7月21日から施行する。

(2019 年度第 2 回理事会 承認)